

5. よくあるご質問

①死亡弔慰金(家族)の申請で、登録家族以外の家族も申請できますか？

登録家族(同居している1親等の配偶者・子・親)とは、定義が異なる部分があります。

- 配偶者の定義 | 会員本人と戸籍上婚姻関係にある者。
- 子の定義 | 会員本人の実子・養子・継子及びこれらの配偶者。
※妊娠7ヶ月以上の死産も含む。
- 親の定義 | 会員本人の実父母・養父母・継父母及び配偶者の実父母・養父母・継父母。
なお、同居・別居の区別なく申請可能です。



②助成金交付申請書の「事業所申請書」と「会員申請用」の違いはなんですか？

●事業所申請用

事業所で取りまとめて行った内容を申請する際に使います。その際、添付書類として会員名簿もつけてください。
なお、助成金の振込先は事業所の指定口座に振り込みます。



●会員申請用

個人で行った内容を申請する際に使います。なお、助成金の振込口座は個人の指定口座を選ぶことができます。



③規定の助成金額より下回った場合、申請金額はどのようになりますか？

実際に支払った金額が助成金額を下回った場合、その支払った金額分が助成金額になります。

- 【例】定期健康診断受診料の支払金額が1,800円の場合
助成金額は2,000円ですが、支払金額までの1,800円が助成金額となります。



④定期健康診断受診料助成を事業所で申請する際、ネットバンキングで決済したため領収書がありません。添付書類はどのようにしたらいいですか？

請求書、払込を証明できる通知書をご準備ください。
また、受診者全員の氏名(フルネーム)が記載されている、病院等受診機関が発行する申込書や個人の結果票等を一緒にご提出ください。

